

第 6 次茨城県廃棄物処理計画（素案）の概要

I 計画策定の趣旨【素案 P. 1～P. 6】

1 趣旨

廃棄物の発生抑制及び適正処理に係る取組を引き続き推進するとともに、令和32(2050)年頃の脱炭素社会及び持続可能な社会の実現を目指し、循環経済への転換等、資源循環に係る取組を推進することを目的として策定。

2 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づく都道府県廃棄物処理計画。

3 計画期間

令和8(2026)年度
～令和12(2030)年度
(5年間)

II 廃棄物処理の現状と処理量の予測【素案 P. 7～P. 21】

1 一般廃棄物

ごみ排出量は減少傾向であるが、R5年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は全国より多い。
(全国比+22%)

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	H30(2018)	R5(2023)
茨城県	615g	580g
全国	505g	475g

2 産業廃棄物・不法投棄

【産業廃棄物】

排出量は横ばいの状況であるが、最終処分量は増加。なお、県内最終処分場の残余容量は減少。

	H30(2018)	R5(2023)
排出量	11,547千トン	11,540千トン
最終処分量 (石炭火力発電所のばいじん等を除く)	145千トン	167千トン
県内最終処分場の残余容量	154万m ³	78万m ³

【不法投棄】

発生件数の多かったR2と比較すると、R4・R6では減少。

	R2(2020)	R4(2022)	R6(2024)
不法投棄発生件数	197件	87件	112件

III 循環型社会の形成に向けた課題と施策展開の方向性【素案 P. 22～P. 25】

1 一般廃棄物

- 現状を踏まえ、更なる3R行動の促進が必要であり、特にプラスチックごみや食品ロス削減の対策を強化することが必要。
- 効率的かつ安定的なごみ処理体制を確立するため、ごみ処理の広域化検討が必要。
- 災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理体制の確保が必要。

2 産業廃棄物

- 排出事業者責任の徹底や適正処理・適正保管体制の整備を進めつつ、更なる3Rの取組が必要。
- 不法投棄を未然に防止するために、監視体制の構築や事案の早期解決を図るための対策が必要。
- 公共関与により新産業廃棄物最終処分場の整備を進めており、現処分場から円滑な移行が必要。

3 循環型社会形成に係る共通課題

- 持続可能な社会の実現を見据え、各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、取り組んでいくことが必要。
- 県が、廃棄物を排出する側と処理する側の双方に関わり合いをもちながら総合的な舵取りを行い、循環型社会形成に向けた各主体の取組の促進が必要。

IV 廃棄物の減量化等の目標【素案 P. 26～P. 29】

	項目	R5(2023) 基準	R12(2030) 目標	R12(2030) (予測値)	目標値の設定方法
一般廃棄物	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g)	580	543	550	全国値との乖離(+22.1%)を縮小させるため、国目標(年0.45%削減)の約2倍(年0.91%削減)を目標として設定。
	排出量(千トン)	967	851	857	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の削減目標を踏まえ、目標設定。
	最終処分量(千トン)	57	50	51	国の目標に準拠し、26%を目標に設定。
	出口側の循環利用率(%)	20.0	26.0	—	目標を踏まえ設定。
	1人1日当たりのごみ排出量(g)	921	867	874	目標を踏まえ設定。
産業廃棄物	排出量(千トン)	11,540	11,500	11,500	増加させないため予測値を目標に設定。
	最終処分量(千トン)	167	167	171	増加予測のため、現状維持を目標設定。
	出口側の循環利用率(%)	48.4	48.8	48.8	国同様に現状維持とするため、予測値を目標として設定。
不法投棄	不法投棄の発生件数(件)	112 R6(2024)値	80	—	過去最少の水準(平成29(2017)年度:77件)を目標として設定。

※一般廃棄物(ごみ、し尿、浄化槽汚泥)のうち、ごみの量を指標とする。

※産業廃棄物最終処分量は、港湾計画に則り処分が行われる、石炭火力発電所のばいじん等の最終処分量を除いた数値とする。

※一般廃棄物の予測値: 過去10年分のデータを元に回帰分析を行い、将来人口も加味して排出量等を予測。(「1人1日当たり」の指標は将来人口で割り返して算出)

産業廃棄物の予測値: 経済活動のトレンド等により予測した業種ごとの将来の活動量指標をもとに、将来は現在の処理状況のままであると仮定し、排出量等を予測。

V 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）【素案 P. 30～P. 51】

持続可能な循環型社会の形成に向けて

方向性1 3Rの促進・推進		
1 県民の3Rの促進	- ごみ処理に関する情報発信 - エコ・ショップ制度の推進 - 衣類の再資源化の推進 新 - 食品ロス削減対策の推進 拡 重点項目②	- 環境教育の推進及び環境意識の醸成 - 集団回収表彰制度の推進 - プラスチックごみ対策の推進 拡 重点項目①
2 事業者の3Rの促進	- エコ・ショップ制度の推進 - 産業廃棄物多量排出事業者による排出抑制	- 廃棄物再資源化指導センターの活用 - 茨城県グリーン購入推進方針の推進
3 市町村の3Rの促進	- ごみ処理有料化の導入支援 - リサイクル全般の促進	- 資源ごみ分別の促進 拡 - 一般廃棄物焼却灰の再資源化促進 新

方向性2 廃棄物適正処理の推進		
1 不法投棄対策の強化	- 監視体制の強化（警察との連携、不法投棄110番やボランティアの委嘱、通報アプリの活用、パトロールの民間委託等） - 不適正事案の早期対応 - 一般廃棄物のポイ捨て対策	規制や罰則の強化についての国への働きかけ
2 排出事業者責任の徹底	- 電子マニフェスト利用の拡大 - PCB廃棄物適正処理指導員による巡回指導 - 感染性廃棄物の適正処理推進	- 県内搬入事前協議制度等によるチェック体制の確保 - アスベスト適正処理指導員による立入指導
3 適正処理・適正保管体制の整備	- 産業廃棄物処理施設設置に係る事前審査及び立入検査による適正処理の確保 - 優良産業廃棄物処理業者の認定による廃棄物処理業界の地位向上等 - 有害使用済機器の適正な保管の推進 - 業界との意見交換	再生資源物の適正保管の推進 新
4 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等	- 太陽光パネルの再資源化 新 - 高齢化社会への対応	火災原因となるリチウムイオン電池の適正処理 新

方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進		
1 一般廃棄物処理施設の整備支援	- 循環型社会形成推進交付金活用等による市町村の廃棄物処理施設整備支援 - 広域的なごみ処理の促進	
2 産業廃棄物最終処分場の整備	新産業廃棄物最終処分場への移行	エコみらいひたちの整備・運営 新
3 災害廃棄物処理体制の強化	県内災害廃棄物処理体制の強化	県域を越えた広域的な連携の確保
4 分野別産業廃棄物処理対策の推進	- 使用済自動車リサイクルにおける適正処理の確保 - 農業由来の廃プラスチック適正処理の推進 - 浄水発生土及び下水道汚泥のリサイクル推進	- 家畜排せつ物法に基づく適正処理の指導等 - 建設副産物の発生抑制や再生利用の促進 - 指定廃棄物の処理についての国への働きかけ

重点項目① プラスチックごみ対策

1 市町村におけるプラスチック分別収集の促進	- 市町村における分別収集の促進及びリサイクル施設の整備支援 - ペットボトルのBtoB促進
2 プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制	- 事業者との連携による再生利用の促進 - プラスチック・スマートの促進
3 海岸漂着物対策の促進	- 補助を活用した回収、処理事業の促進 - 組成調査の実施による実態把握 - 陸域における漂着ごみ対策

重点項目② 食品ロス削減の推進

1 教育及び学習の振興、普及啓発等	詳細は、食品ロス削減推進計画へ掲載
2 情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進	
3 未利用食品等を提供するための活動促進	
4 市町村の取組促進	

VI 計画の推進【素案 P. 52～P. 57】

（１）計画の推進

県民、事業者、処理業者、民間団体等、市町村、県がそれぞれの役割を認識した上で、連携・協働して3Rや適正処理の推進に取り組みます。

（２）計画の進行管理

本計画で数値目標として掲げた指標の定期的な調査・把握を行うとともに、毎年度、計画に掲げる各種施策等の実施状況の分析・評価により、施策等の成果を検証し、茨城県環境審議会等による外部有識者からも意見を聞いて、施策の進め方や内容の改善、目標の見直し等を実施するなど、PDCAサイクルにより継続的に改善を図りながら、本計画の進行管理を行います。